平成29年度

北郷小学校放課後児童クラブ整備事業

設計・施工一括発注業務

公募型プロポーザル実施要領

平成29年５月

小　山　町

教育委員会こども育成課

第１章　プロポーザルに関する事項

１　プロポーザル実施の目的

　小山町では、小学校児童を対象にその保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後に適切な遊び及び生活の場として「放課後児童クラブ」を整備している。

　「北郷小学校放課後児童クラブ」（以下「児童クラブ」と言う。）は、現在、北郷地区コミニュティーセンターを利用しているが、利用児童の増加、建物の老朽化、屋外遊びを行う場の確保に対応するために北郷小学校敷地内に新たに施設を整備することとした。

本町では近年の人口急減対策として、移住・定住促進事業を強力に進めており、その結果平成28年度には移住者数が152人と静岡県内でトップになった。魅力ある「児童クラブ」の整備により、この傾向をさらに加速化させ、子育て世代の移住・定住も視野に置いている。

「児童クラブ」整備事業は、整備に必要な調査・測量・設計・法手続き及び工事施工完了までの業務一括発注方式により実現するものとする。

そこで、高い技術力や豊富な経験等を有し、高い品質の確保、コスト削減、工期の短縮並びに優れたプランの提案者を公募型プロポーザル方式により選定（以下「本プロポーザル」という。）し、この事業の優先交渉者とする。

２　業務概要

（１）業務名　　平成29年度 北郷小学校放課後児童クラブ整備事業設計・施工一括発注業務

（２）業務場所 　小山町用沢地内

（３）業務概要

・児童クラブ(造園含む)の整備に必要な調査・測量・設計・法手続き及び工事施工、工事監理

　　・児童クラブ建設地にある既存の遊具、タイヤの移設、合併処理浄化槽の設置

　　・駐車場からのアプローチ階段の設置

　　・静岡県建築・設備工事監督検査実務要覧に基づいた書類提出及び町の工事検査対応

(４) 履行期間

契約締結日の翌日から平成30年2月28日(水)までを最終期限とするが、提案により工期終了期限を

前倒しすることを望む。

(５) 予定額

上限提案価格 49,000,000円（税込）　※上限を超えた提案は失格とする。

３　参加資格

本プロポーザルの参加資格者は、次の条件を全て満たす者とする。

（１）小山町に本社または営業所を置く建設業許可を受けている者で、経営事項審査結果の総合評定値が770点以上の者とする。

（２）本業務に関して次に揚げる技術者を配置できる者であること。

・一級建築施工管理技士

・一級建築士

（３）本業務を行う者に選定された場合、本業務を履行期間内に行うことが可能な体制を有し、技術提案書関係書類等を提出した時点において配置されていた全ての技術者が本業務の完了まで継続して本業務を行うことができる者であること。

（４）小山町建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止（指名除外を含む。）の措置を受けている者ではないこと。 なお、参加申込書を提出した日から契約締結までの間に、小山町から指名停止を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。

（５）地方自治法施行令(昭和２２年政令第１６号)第１６７条の４に規定する欠格事由に該当する者でないこと。

（６）会社法（平成１７年法律第８６号）第４７５条若しくは第６４４条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条第１項若しくは第１９条第１項及び第２項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

（７）国税及び地方税を滞納している者でないこと。

（８）小山町暴力団排除条例（平成24年3月21日）第２条第1号から3号に規定する者ではないこと。

（９）参加にあたって、連携協力企業等（参加する者と協力し、参加する者の責任の下に本業務の一部を(２)に求める技術者等を配置する者をいう。以下同じ。）を加える事を可とする。連携協力企業等がある場合は担当させる業務内容を技術提案書に含めること。

（10）連携協力企業等がある場合は、当該連携協力企業等が（３）から（８）までの条件を満たす者であること。

※上記の条件を満たしていないと判断された時点で、業務の途中であっても契約の解除を行う場合がある。

４　実施スケジュール(予定)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 内　　　容 | 日時　(平成29年) | 提出方法等 |
| 公募開始 | 6月23日(金) | 小山町のホームページにて公募開始の旨を下記のデータを添付し掲載。  １　公募型プロポーザル実施要領及び様式集  ２　敷地図、公図、○○  ３　参考計画図 |
| 現場説明会参加申込み | 6月27日(火)  12:00まで | ・様式１にて担当課にメールすること。(１社３名まで)  ・町は参加資格の有無を確認し、資格がない場合にはメールでその旨を通知する。  ・町からの「現場説明会参加申込み受理」のメールを確認すること。 |
| 現場説明会 | ６月28日(水)  11:00から | ・場所：小山町北郷支所会議室 |
| 参加表明書等提出 | ６月30日(金)  1７:00まで | ・提出先：担当課  ・提出方法：様式２、３を記入の上、持参または郵送  ・持参の場合は役場閉庁日を除き、8：30～17：15の間に提出する。  また、郵送の場合は期限までに必着のこと。 |
| 質疑受付 | 7月4日(火)  12:00まで | ・様式４にて担当課にメールすること。  ・町からの「質疑書受理」のメールを確認すること。 |
| 質疑回答 | ７月７日(金)  17:00まで | ・町が参加表明者全員に質疑回答書をメールする。  ・「質疑回答書受理」のメールを町に返信すること。 |
| 辞退届 | ７月１８日(火)  １７：００まで | ・提出先：担当課  ・提出方法：様式５を記入の上、持参または郵送  ・持参の場合は役場閉庁日を除き、8：30～17：15の間に提出する。  また、郵送の場合は期限までに必着のこと。 |
| 技術提案書提出 | ７月２５日(火)  12:00まで | ・提出先：担当課  ・提出方法：持参または郵送。  ・持参の場合は役場閉庁日を除き、8：30～17：15の間に提出する。  また、郵送の場合は期限までに必着のこと。 |
| ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ･ﾋｱﾘﾝｸﾞ実施 | ７月３１日(月)  ９:30から | ・集合時間及び場所は、７月2７日（木）17時までに、各提案者にメールにて通知する。 |
| 選定業者の決定通知 | ８月１日(火)  17:00まで | ・各提案者にメールにて通知する。 |

５　技術提案書の内容

1. 提案書類提出書　様式6 　1部
2. 実施体制表　 様式7　10部
3. 技術提案

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 内　　容 | 書式 | 部数 |
| 配置図・平面図・立面図・断面図、仕上表(様式9を加工)、業務スケジュール等を、別添の「平成29年度 北郷小学校放課後児童クラブ整備事業設計・施工一括発注業務委託仕様書」に基づき提案する。 | Ａ３  ３枚以内 | 10部 |

1. 価格提案書(様式8)　1部
2. 価格提案内訳書(様式8-2)　1部

６　発注者及び事務局

（１）発注者　小山町

（２）担当課

小山町教育委員会こども育成課 　〒410-1395 小山町藤曲57番地の2

TEL：0550-76-6126（直通） FAX：0550-76-2795

E-mail：kodomo@fuji-oyama.jp　 http://www.fuji-oyama.jp/top.html

７　仕様書

別添の「平成29年度北郷小学校放課後児童クラブ整備事業設計・施工一括発注業務仕様書」による。

８　技術提案（プレゼンテーション）

　・プレゼンテーションには、パワーポイントを使うことができる。

・1提案者当たりの所要時間は、説明20分以内、質疑応答15分以内とする。

・プロジェクター及びスクリーンは町で用意する。

９　審査

（１）小山町職員及び外部有識者によって構成する審査会委員が、最優秀提案者及び次点者を選定する。

（２）審査項目と配点

【業務遂行能力評価】25点満点

配置予定者の実績

|  |  |
| --- | --- |
| 評価対象 | 配　点 |
| （設計）建築設計技術者 | 10 |
| （工事監理）監理技術者 | 5 |
| （施工）監理技術者 | 10 |
| 計 | 25 |

【技術提案評価】110点満点

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価対象 | | 配点 |
| 意匠 | ア　こどもの居場所に相応しいデザイン | 10 |
| イ　周囲の景観との調和 | 5 |
| ウ　富士山金時材はじめ地元産材の使用 | 5 |
| エ　内装の木質化 | 5 |
| 機能及び仕様 | オ　内外装の建材の選定 | 10 |
| カ　参考プランの改良 | 10 |
| キ　造園イメージ | 10 |
| 維持  メンテナンス | ク　建物および設備のメンテナスの容易さ | 5 |
| ケ　通風、採光、温熱等の良好な室内環境か（省エネルギーへの配慮） | 20 |
| 施工管理 | コ　安全確保や周辺対策への配慮はあるか | 10 |
| サ　品質確保に関する社内の体制が整っているか | 10 |
| 総合判断 | シ　本事業に対する理解度や熱意等を総合的に判断 | 10 |
|  | 計 | 110 |

（３）審査方法

ア　技術提案書の審査は、審査会が審査要領に基づいて行う。

イ　審査会は、各技術提案書の中から、評価点を基に最優秀提案者及び次点者を決定する。

ウ　業務遂行評価点(25点満点)と技術提案評価点(110点満点)の計が、81点未満の者は失格とする。

（４）優先交渉権者等の決定及び通知

ア　審査会は、技術提案書の審査結果に基づき、優先交渉権者及び次点候補者を選定する。

イ　本町は審査会の選定を基に、優先交渉権者及び次点候補者を決定する。

ウ　本町は提案者全てに、審査結果の概要を付しその旨をメールで通知する。

エ　審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けないものとする。

10　契約の締結

９の審査により選定された優先交渉権者とは、後日、選定された提案書等に基づき工事請負契約の手続きを行う。

11　共通事項

（１）資料の追加要請

提出された参加表明書及び技術提案書に関し、事務局から問い合わせ又は資料等の追加提出を求める場合がある。追加提出資料等を含め、提出書類は原則として返却しない。

（２）失格

参加者及び参加者と同一と判断される団体等が、次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。

1. 本業務の参加表明書提出日（以下「基準日」という｡)から契約締結までの間に、社会的信用を失墜させる行為を行ったことが判明した場合。
2. 審査の公平性の確保に影響を及ぼす行為があったと認められる場合。

12　関係書類等

参加表明及び技術提案については、次に掲げる資料を踏まえ、所定様式により作成すること。

提供資料については、本業務の技術提案書等の作成のみに使用することとし、目的外の使用は行わないこと。

ア　提供資料 (小山町のホームページに掲載)

1. 平成29年度 北郷小学校放課後児童クラブ整備事業設計・施工一括発注業務プロポーザル実施要領（以下「本要領」という。）
2. 平成29年度 北郷小学校放課後児童クラブ整備事業設計・施工一括発注業務プロポーザル様式集
3. 児童クラブ参考計画図
4. 地番図

第２章　契約等

１　契約の締結

1. 優先交渉権者は、選定された技術提案書に基づき工事請負契約の手続きを行う。
2. 優先交渉権者が、契約の締結までに資格要件を満たさなくなった場合及びその他の理由において、優先交渉権者との事業契約が締結できない場合、本町は当該優先交渉権者の優先交渉権を取り消し、次点候補者を優先交渉権者として契約交渉を行う。
3. 優先交渉権者は、契約の締結ができないことが明らかとなった場合、本町に対し、速やかに文書（様式任意）により、その旨を届け出ること。

２　その他

（１）提出された参加表明書及び技術提案書の取扱い

1. 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。
2. 提出された書類の著作権は、参加者に帰属する。また、提出された提案書類（電子媒体に保

存されたデータを含む。以下同じ｡)は、受注者の選定に係る公表以外に参加者に無断で使用しない。ただし、受注者の提案書類については、本業務内容の公表時や本町が必要と認めるときには、その全部又は一部を使用できるものとする。

なお、契約に至らなかった場合の提案書類は、本業務の選定結果の公表以外に無断で使用しない。

1. 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護

される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則として参加者が負う。

（２）記載内容の変更

1. 参加表明書及び技術提案書の提出後、原則として、それぞれの審査が終了する

までの間は、参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更は認めない。

1. 技術提案書において提案した統括代理人は、原則として本業務が終了するまで

の間は変更を認めない。ただし、配置予定者が、病気治療、死亡及び退職等のや

むを得ない理由により、業務遂行が困難になった場合は、 本町が同等以上の能

力を有すると認める者に限り変更を認める。

1. 技術提案書において、提案した統括代理人以外の設計業務及び施工業務におけ

る配置予定者の変更は、協議の上、本町が同等以上の実績・能力を有すると認め

るものに限り変更を認める。

（３）技術提案書の作成のために本町から受領した資料は、本町の了解なく公表及び使

用してはならない。

（４）技術提案の履行

受注者は、技術提案書の提案事項に基づき、責任を持って確実に履行すること（本業務に不利益となる技術提案書の提案事項と認める場合は除く)。

また、受注者の責により、事業契約完了時点で技術提案書の提案を達成できなかった事項について、受注者は本町に対し、違約金を支払うものとし、工事の追加及び工期の延長等による一切の費用は受注者の負担とする。

ただし、本町と協議の上、同等と認められる方法等で本業務を事業期間内に完了する場合は、同等と認める方法で履行することを認める場合もある。

なお、技術提案書の提案事項を達成する意志が受注者に認められないなど、技術提案書に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約を解除し、損害賠償の請求を行うことがある。

別添

平成29年度　北郷小学校放課後児童クラブ整備事業設計・施工一括発注業務仕様書

１　計画概要

（１）施設の名称　北郷小学校放課後児童クラブ

（２）施設の場所 小山町用沢地内(北郷小学校敷地内)

（３）施設の用途 放課後児童クラブ

(４) 施設規模等　平屋建て延床165㎡程度、配置、平面は別添の計画図を参照のこと

(５) 地域地区　　第1種中高層住居専用住宅

(６) 敷地の範囲　校庭の一部を敷地として新築するものとする。

(７) 利用者 小学生児童60人及び指導員3～4人

２　施設及び設備

1. 児童が安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えるとともに、室内のレイアウトや内装、採光、通風にも配慮し、児童が心地よく過ごせるようにする。

(意匠)

ア　こどもの居場所に相応しいデザインとし、本児童クラブに行きたいと思う児童が増えることを目指す。

イ　周囲の景観との調和を図る。

ウ　建築資材については、富士山金時材はじめ地元産材を積極的に利用することとし、内装については木質化を図り、木の香る豊かな空間を基本とする。

(機能及び仕様)

下記項目を満たしつつ、参考プランを改良、充実させることとする。

　エ　部屋は、玄関、クラブ室、事務室、静養室、おやつを提供できるキッチン、トイレ、器具庫、子供の所持品を収納するロッカーを設置するスペースを配置する。

　　 ・玄関：下駄箱、掲示スペースを設ける。

　　 ・クラブ室：畳床及び木を基本とし、水掛り床は木調長尺シートとする。可動間仕壁を設けること。窓にはカーテンを掛ける。エアコン、天井扇要

・事務室：クラブ室を見渡せる位置、設置スペースの確保：事務机、書棚W900×D450、ロッカーW900×D500

・静養室：事務室横に襖で間仕切り3～4.5畳、押入れ付

・キッチン：クラブ室を見渡せる対面式キッチン及び配膳台、設置スペースの確保：冷蔵庫2台(W750×D600、W450×D500)食器棚(W1200×D450)、食器乾燥機(W550×D550)、電子レンジ

・トイレ：男子　小２基、大１基(洗浄付)　　女子　大２基（洗浄付）、

・手洗い場、シャワーユニット

・器具庫　７～10㎡程度、外から使える物置　6～7㎡程度

・造付けロッカー：ロッカーサイズW400×D400×H450(引出H100,カバン置きH200,横断バック置きH150)を2段積　60人分　全部でW12,000×D400×H900必要

・衣装ロッカー設置スペースの確保：W400×D450×H200程度を60個分が入る物入れを用意し、その扉をホワイトボードとする。

・手洗いやうがいを励行しやすい設備を設ける。

・ガラス飛散防止対策を講じること。

　オ　建物から外に繋がる軒下を活用したテラスをつくる。テラスは下屋を長めに設け、クッション性のある床材とする。さらに、足洗い場を設ける。

カ　送迎に来る保護者の駐車場からのアプローチのための階段を設ける。

(環境測定)

キ　ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼンの濃度測定を行うこと。

(構造)

ク　地震地域係数1.2　用途係数1.25とする。

(設備)

ケ　電話、テレビ受信

コ　合併浄化槽

サ　エアコン、天井扇

(外構)

シ 駐車場からのアプローチ階段

ス クラブ室南側の造園(既存樹木を整えること、新規樹木、ベンチ)、フェンスに竹垣設置等　見るだけでなく、入って楽しめる場とする。

(２)　ランニングコストの低減及び防災・環境配慮に関する方針

　ア　ランニングコストの縮減等に配慮し、建物補修や設備の交換などメンテナンスのしやすい施設とする。

　イ　断熱性を確保し、省エネ化を図るとともに、採光、通風等自然エネルギーを活用するなど快適な施設とする。

(３)　工期短縮、安全確保、品質管理に関すること

　ア　設計・施工一括発注方式による工期の短縮及び工期中の安全確保や騒音・振動対策、一般車両や緊急車両の動線確保に取り組む。

　イ　品質管理に関する厳格な実施体制をつくる。

　ウ　業務の実施に当たって関係法令のほか、遵守する図書等（最新版）は以下のとおり。

　・静岡県建築・設備工事監督検査実務要覧

・公共建築工事標準仕様書(建築工事編)及び監理指針

　・公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)及び監理指針

　・公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)及び監理指針

　・その他、小山町担当者が指示する基準、仕様書、指針等